

町県民税の申告は3月15日(金)までに!

申告相談の日程は、広報こさか令和6年1月号7ページをご確認ください。
午前中は地区指定です。午後は地区指定はありません。お早めの申告をおすすめします。



(本人確認書類) マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証、健康保険証など
※申告書類にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要になります。

▲日程表
(PDF)

※被扶養者がいる方は、その方のマイナンバー(個人番号)が分かるものを持参してください。

申告会場では

- 受付表へ氏名・行政区を記入してからお待ちください。
- 税務署から確定申告のお知らせハガキが郵送された方は会場にご持参ください。
- 1月下旬に町から「確定申告用納付済額証明書」が郵送された方はご持参ください。
- 医療費控除を申告する方は「医療費控除明細書」を必ず作成してください。
- 農業・営業等の事業所得を申告する方は収入・経費の集計を事前に行ってください。

町・県民税の申告が不要の方

- 税務署へ所得税の確定申告書を提出する方
- 収入は給与・公的年金等のみで支払先から支払報告書が小坂町へ提出されている方
(所得税の確定申告が必要な場合があります。)

町・県民税申告書(簡易様式)の提出でよい方

※各施設備え付けの投函箱へ

- 収入がなかった方
- 非課税収入(遺族年金・障害年金・雇用保険等)のみの方
※投函箱設置施設:役場税務班・七滝支所・十和田出張所・セパーム・川上公民館

各種感染症対策にご協力ください

- マスク着用のうえお越しください。
- 当日体調が優れない方は、無理をせず別の日にお越しください。



■お問い合わせ先 町民課税務班 (TEL29-3904)

確定申告に便利な e-Tax を利用してみませんか

e-Tax はご自宅のパソコン、スマートフォンから申告できる便利なサービスです。

《マイナポータル連携でさらに便利!》

マイナンバーカードとマイナポータルと連携することで医療費やふるさと納税のほか、給与所得の源泉徴収票も自動入力の対象となり1件ずつ入力する手間が不要になります。

詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。



国税庁ホームページ
◀マイナポータル連携